

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」 に関する意見書

現在、神奈川県では、受動喫煙による健康影響を防止し、県民の健康を守ることを目的として、不特定多数の者が出入りする公共的施設において受動喫煙防止対策を徹底する「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」の制定に向けて検討が進められており、9月9日には本条例骨子案を発表したところである。

策定に際して、県ではホームページ等によるパブリックコメントを始め、たばこ製造事業者や旅館、ホテル経営者との懇談会等を行ったとのことだが、規制対象施設には、多くの愛煙家が利用している居酒屋やパチンコ店、マーチャン店等の遊技・娯楽施設等が含まれることもあり、いまだ喫煙者、非喫煙者、たばこ小売業者、規制対象施設の管理者等から、本条例の賛否をめぐる様々な意見が出されている。

よって、県におかれては、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」の制定に当たっては、県民や事業者等の意見を十分聴取し、それらを踏まえた上で真摯に議論を行い、喫煙者、非喫煙者双方が共存できるバランスのとれた制度とされるとともに、受動喫煙防止のための施設改修に要する費用に対し十分な配慮を行うことを検討されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

議会議長名

神奈川県知事 あて